

熊本市壁面等緑化補助金交付要綱

制定 平成14年 9月26日環境保全局長決裁
改正 平成17年 3月31日環境保全局長決裁
平成25年 3月21日環境局長決裁
平成25年 8月19日緑保全課長決裁
平成28年 3月28日環境局長決裁
令和 2年 3月30日環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、街なかの緑創出事業の一環として、緑豊かな都市環境の形成を図るため、建築物の壁面等を利用して緑化を行う者に対して交付する壁面等緑化補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 市長は、市内の建築物の壁面等において、次に定める緑化事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(1) 壁面緑化（つる性植物等により、建築物等（一戸建ての専用住宅を除く。以下同じ。）の壁面に沿って3平方メートル以上の緑化をする場合をいう。）

(2) 屋上緑化（樹木、地被類等により建築物等の屋上に、3平方メートル以上の緑化をする場合をいう。ただし、プランターを使用する場合は、1基当たり容積100リットル以上のものを使用する場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 過去に、この要綱により補助を受けた建物について、緑化を行う場合（補助を受けた既存の植栽等を撤去し、新たに緑化を行う場合を含む。）

(2) 国、地方公共団体、特殊法人又はこれに準じる団体が行う場合

(3) 市税を滞納している場合

3 補助の対象となる区域は、熊本市中心市街地活性化基本計画に定める区域（以下「計画区域」という。）及び計画区域を除く市街化区域（以下「市街化区域」という。）とする。

4 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げるものに要した壁面緑化経費

ア つる性植物等の植栽

イ 土壌及びつる性植物等の購入

ウ 壁面緑化補助資材の設置工事

(2) 次に掲げるものに要した屋上緑化経費

ア 樹木等の植栽

イ 土壌及び樹木等の購入

ウ プランターの購入

エ 防水及び灌水施設等の工事

オ 緑化区画構造

(交付の額)

第3条 補助金の補助率及び上限額は、次の表のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

	計画区域	市街化区域
補助率	2/3以内	1/2以内
補助金の上限額	100万円	
単位面積当たりの上限額	10万円（事業費）/㎡	

(交付の申請)

第4条 壁面緑化及び屋上緑化の補助金の交付を受けようとする者は、事前に壁面等緑化補助金交付申請書（様式第1号）により、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならないこととする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業場所の位置図

(3) 事業費用を証明する書類

(4) 緑化関係図面

- (5) 事業場所の着手前の写真
 - (6) 建物所有が確認できる書類（ただし、申請する者が建築物等の所有者でない場合は、事業実施建築物等所有者の承諾書も添付すること）
 - (7) 市税滞納有無調査承諾書
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- （申請の受付）

第5条 前条の申請の受付期間は、補助金を受けようとする年度の4月1日から同日から起算して6月を超えない範囲内で別に定める日までとする。ただし、申請が所定の数に満たないときは、当該期間を延長することができる。

（交付及び不交付の決定）

第6条 市長は、第5条の申請に基づき、別表によって算出される各項目の点数の合計点が高いものから補助を行う緑化事業を選定するものとする。

- 2 市長は、前項の選定の結果、補助金等の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の選定の結果、補助金等の不交付を決定したときは、補助金等不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（計画の変更）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく補助金交付変更（中止）申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。

- (1) 緑化計画の内容を変更するとき。
- (2) 緑化計画を中止するとき。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、補助金交付変更（中止）決定通知書（様式第6号）により交付の変更を決定することができる。

（完了届）

第8条 補助決定者は、工事の完了後10日以内若しくは当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了届（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならないこととする。

- (1) 事業費支払領収書の写し又はそれに類するもの
- (2) 事業施工中及び完成後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定及び交付）

第9条 市長は、前条の規定による完了届に基づき植栽の配置及び施工状況を審査し、完了を確認した後、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- 2 補助決定者は、前項の確定通知書を受け取った後、請求書（様式第9号）にて交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（補助金の交付を受けた者の義務）

第10条 この要綱により補助金を受けた者は、緑化した部分の適正な管理に努めなければならないこととする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、緑化事業を行う者が事業に関して次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において当該取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

項目	条件	点数 (壁面)	点数 (屋上)
申請	新規申請 (建物)	+50	+50
施工場所	中心市街地活性化基本区域内	+100	+100
種類	植物種 1 種類につき	+3	+3
植物※1	高木 (3.0m以上)		
	5 本以上	-	+20
	3 本以上 5 本未満	-	+15
	2 本	-	+10
	1 本	-	+5
	中木 (0.8m以上 3.0m未満)		
	50 本以上	-	+20
	25 本以上 50 本未満	-	+15
	10 本以上 25 本未満	-	+10
	5 本以上 10 本未満	-	+5
	低木 (0.8m未満)		
	100 本以上	+100	+20
	50 本以上 100 本未満	+50	+15
	30 本以上 50 本未満	+20	+10
	10 本以上 30 本未満	+10	+5
	つる性植物		
	100 株以上	+100	+20
	50 株以上 100 株未満	+50	+15
	25 株以上 50 株未満	+20	+10
	10 株以上 25 株未満	+10	+5
	地被類 (芝含む)		
	100 m ² 以上	+100	+20
	50 m ² 以上 100 m ² 未満	+50	+15
30 m ² 以上 50 m ² 未満	+20	+10	
10 m ² 以上 30 m ² 未満	+10	+5	
公開性	不特定多数の人が利用できる	-	+50
	道路より眺望できる	+50	-
施工規模※2	50 m ² 以上	+50	+20
	30 m ² 以上 50 m ² 未満	+30	+15
	10 m ² 以上 30 m ² 未満	+10	+10
	3 m ² 以上 10 m ² 未満	+5	+5
創意工夫	①デザイン性がある	+20	+20
	②緑化方法が工夫されている		

※1 植栽時時点での高さとする。

※2 壁面緑化の場合は、補助資材の面積とする。

壁面等緑化補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 名 称
代表者名 印
電話番号

熊本市壁面等緑化補助金交付要綱第4条に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請事業
 - (ア) 壁面緑化
 - (イ) 屋上緑化
- 2 補助対象事業費 金 _____ 円
- 3 事業実施場所（所在地） 熊本市
- 4 事業実施予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 添付書類
 - (ア) 事業計画書（様式第2号）
 - (イ) 事業場所の位置図
 - (ウ) 事業費用を証する書類
 - (エ) 緑化関係図面
 - (オ) 事業場所の着手前写真
 - (カ) 事業実施建築物の所有者を証する書類
 - (キ) 事業実施建築物所有者の承諾書（申請者と建築物所有者が異なる場合のみ）
 - (ク) 市税滞納有無調査承諾書
 - (ケ) その他市長が必要と認める書類

住 所
申請者
氏 名

熊本市長

補助金等不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった壁面等緑化事業に対する補助金について、不交付と決定しましたので熊本市壁面等緑化補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

熊本市長（宛）

住 所
申請者 名 称
代表者名
電話番号

印

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった壁面等緑化事業について、下記のとおり事業計画の取消・変更したいので承認願います。

記

1 補助金交付取消・変更申請事業

（ア）壁面緑化

（イ）屋上緑化

2 補助対象事業費 金 _____ 円

3 事業実施場所（所在地）： 熊本市

4 変更工期 : (自) 年 月 日
(至) 年 月 日

5 計画変更（中止）の理由 :

6 添付書類 : 壁面等補助金等交付決定通知書
緑化計画書(変更部を朱書きで記入) (変更の場合のみ)
見積書 (変更の場合のみ)

7 その他

住 所
申請者
氏 名

熊本市長

補助金等交付取消・変更決定通知書

年 月 日付け 発第 号をもって交付決定した壁面等緑化事業に対する補助金について、下記のとおり取消・変更決定したので、熊本市壁面等緑化補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金額 金 _____ 円
- 2 取消・変更の理由

完 了 報 告 書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 名 称
代表者名
電話番号

印

年 月 日付けで補助金の決定がありました壁面等緑化事業について、事業が完了しましたので、熊本市壁面等緑化補助金交付要綱第7条に基づき、下記事業の関係書類を添付して報告します。

記

補助金交付申請事業 : 壁面緑化 屋上緑化
事業実施場所 (所在地) : 熊本市
事業実施期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- 1 事業費用支払領収書の写し
- 2 事業施工中及び完成写真
- 3 補助金等交付決定通知書の写し

住 所
申請者
氏 名

熊本市長

補助金等交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告書が提出された壁面等緑化事業に対する補助金について、熊本市壁面等緑化補助金交付要綱第9条の規定に基づき確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

請 求 書

熊本市長 (宛)

年 月 日

住 所

氏 名

印

金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	一

熊本市壁面等緑化補助金として、上記の金額を請求します。

振 込 先 口 座 名

金 融 機 関 名

銀 行 ・ 信 用 金 庫

支 店 ・ 出 張 所

預 金 種 目

普 ・ 当 ・ そ の 他

口 座 番 号

フリガナ
口座名義人